

委託業務契約について、次のとおり公募型プロポーザルの参加者を募集しますので公告します。

令和 6年 7月25日

奈良県知事 山下 真

1. 業務概要

- | | |
|------------|------------------------------------------------------------------|
| (1) 業務名 | 鉄道駅バリアフリー等調査業務（鉄道駅バリアフリー調査事業） |
| (2) 業務場所 | 奈良県全域 |
| (3) 業務内容 | ① 現地調査の実施
② 現地調査結果のとりまとめ
③ 概算事業費の算定
詳細は、別紙「業務説明書」によります。 |
| (4) 業務量の目安 | 9,933,000円（消費税込み）を限度とします。 |
| (5) 履行期限 | 令和 7年 3月21日 |

2. 参加資格

次に掲げる条件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 参加表明書の提出の日から特定通知の日までの期間に、奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」といいます。）を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」といいます。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。
- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなします。
- (6) 奈良県建設工事等競争入札参加資格のうち、建設コンサルタント「鉄道」部門の資格を有すること。
- (7) 奈良県内に本店又は営業所（奈良県に対する競争入札参加資格を有するものに限り、ます。）を有すること。

- (8) 平成26年4月1日以降、公告日までに完了した、「バリアフリー」業務の元請実績（国、地方公共団体又は鉄道事業者が発注したもの）を有していること。
- (9) この業務を行う期間中、管理技術者（1名）、担当技術者（3名まで）及び照査技術者（1名）（以下「配置予定技術者」といいます。）を配置（各技術者の兼任は不可）すること。

管理技術者及び照査技術者は次に掲げる①～④のいずれかの資格を有すること。なお、いずれの資格も、選択科目もしくは技術部門が「鉄道」であること。

- ①技術士（総合技術監理部門（建設））
- ②技術士（建設部門）
- ③建設コンサルタント登録規程第3条第1号ロに該当する者
- ④シビルコンサルティングマネージャ（RCCM）

また、配置される技術者は直接的な雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち管理技術者にあつては「プロポーザル参加資格確認申請書」の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。ただし、照査技術者については、再委託できるものとします。

3. 手続き等

(1) 連絡先又は提出先等

担当係：奈良県 県土マネジメント部

リニア・地域交通課 リニア・交通まちづくり推進係

所在地：〒630-8501 奈良市登大路町30番地（県庁分庁舎6階）

電話：0742-27-8102

メールアドレス：kotsu@office.pref.nara.lg.jp

ファックス：0742-27-3511

(2) 参加表明書作成に関する質問の受付・回答及び参考資料の閲覧（貸与）

①提出方法 質問がある場合は、電子メール（任意様式）で提出し、電話にて受信の確認をすること。

②提出先 (1)のメールアドレス

③受付期間 令和6年7月30日（火）の正午まで

④回答 令和6年8月1日（木）に以下の奈良県ホームページアドレスに掲載します。

アドレス：<http://www.pref.nara.jp/4285.htm>

⑤参考資料 参加表明書の作成にあたり、閲覧（貸与）資料はありません。

(3) 参加表明書の提出

①提出期限 令和6年8月5日（月）午後4時必着

②提出先 (1)の担当係

③提出物 参加表明書（以下の様式及び添付資料）

様式1 参加表明書

様式2 企業の元請実績

様式3 予定管理技術者の資格等

様式4 予定担当技術者の資格等

様式5 予定照査技術者の資格

様式6 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点）

- ④提出方法 持参又は書留郵便
書留郵便の場合は封筒の表に<業務名>及び「参加表明書在中」を朱書きしてください。
- ⑤提出部数 1部
- (4) 技術提案書提出者の選定及び通知
- ①選定について
提出された参加表明書について、「4. 受託業者を特定するための評価基準」のうち、「配置予定技術者（企業）の経験及び能力」及び「手持ち業務量」（合計28点）について審査し、上位5者程度選定します。
- ②通知について
参加表明書を提出した者に対して、①により選定された場合は「技術提案書提出依頼書」により技術提案書の提出を依頼します。また、①により選定されなかった場合は「非選定通知書」により通知します。
- ③非選定理由の説明申請について
非選定通知書を受けた者は、非選定通知書の通知日の翌日から起算して5日（奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。
- (5) 技術提案書の提出
- ①提出期限 令和6年9月中旬頃（予定）
ただし、手続き等の進捗状況によって前後する場合があります。
- ②提出先 (1)の担当係
- ③提出物 ・技術提案書（以下の様式及び添付資料）
様式7 技術提案書
様式8 業務の実施方針
様式9 評価テーマに関する技術提案
・参考見積
別紙「業務説明書」の全ての業務（技術提案書の内容を含む。）に要する費用について記載すること。別紙「設計内訳書」を参考に記載してください。
- ④提出方法 持参又は書留郵便
書留郵便の場合は封筒の表に<業務名>及び「技術提案書在中」を朱書きしてください。
- ⑤提出部数 1部
- (6) 技術提案書作成に関する質問の受付及び参考資料の閲覧方法
技術提案書の提出依頼の通知時に指定します。
- (7) ヒアリング実施の有無等
実施しません。
- (8) 受託業者の特定
- ①特定方法について
提出された参加表明書及び技術提案書について、「4. 受託業者を特定するための評価基準」（合計100点）に基づき審査し、最高得点者を受託業者として特定します。

②通知について

技術提案書の提出者には、特定された場合は「特定通知書」、特定されなかった場合は「非特定通知書」により通知します。

③非特定理由の説明申請について

非特定通知書を受けた者は、非特定通知書の通知日の翌日から起算して5日（県の休日を除く。）以内にその理由の説明を書面により求めることができます。

(9) その他

技術審査委員会事務局を担当する部課等

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県県土マネジメント部技術管理課品質管理グループ

電話 0742-27-7608（直通）

4. 受託業者を特定するための評価基準

別紙1のとおり

5. 参加表明書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 参加表明書の表紙は様式1により作成してください。また、すべての添付資料のサイズはA4以上とし、複数の添付資料で実績を証明する場合は、業務年度・業務名・路線河川名・業務場所・業務番号等が確認でき、同一業務の関連資料であることが判断できるもの（変更がある場合は最終のもの）を提出して下さい。配置予定技術者の実績については氏名（フルネーム）等が整合できるものを提出して下さい。（文字等の判読困難である場合又実績が明確に確認できない場合は、評価の対象外とする場合があります。）

(3) 企業の元請実績

「2. 参加資格」の(8)に掲げる実績を1件以上、様式2に記載してください。実績は元請として受注したものに限るものとし、下請、協力会社、再委託先等、元請として受注していないものは実績として認めません。一般財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（以下「テクリス」といいます。）」におけるテクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

また、合併又は社名変更等を行っている場合は、商号又は名称が確認できる資料（商業登記簿の登記事項証明書等）を添付して下さい。

添付資料により実績が明確に確認できない場合は、本プロポーザルへの参加ができません。

(4) 配置予定技術者の資格等について、様式3、様式4及び様式5に記載してください。

なお、様式4は、複数名分（3名まで）提出することができます。また、評価にあたっては、各評価の着目点毎に、全ての担当技術者の平均値により採用します。ただし、様式3、様式4及び様式5について、「2. 参加資格」の（9）に掲げる人数の制限を超過している場合は、評価の着目点毎に技術点の平均値が最も低くなる者の技術点を採用します。また、下記イ、ウ及びエにおける業務実績等について、提出のあった各様式に記載の実績数が提出を求める実績数の制限を超過している場合は、それぞれ技術点が最も低くなる業務実績等を採用します。

ア 保有資格（様式3、様式4及び様式5）

「2. 参加資格」の（9）に掲げる資格及び別紙1で指定する資格について記載のうえ、当該資格を有することを証明する書類（資格証の写し等）を添付してください。

添付資料により「2. 参加資格」の（9）に掲げる資格（雇用関係は除く）が明確に確認できない場合は、本プロポーザルへの参加を認めず非選定となります。

イ 同種業務・類似業務の実績（様式3及び様式4）

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成25年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した別紙1で指定する同種業務又は類似業務の実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。またテクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を追加で添付してください。

また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

ウ 地域精通度の実績（様式3及び様式4）

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成25年4月1日以降、本業務における公告日までに完了した国土交通省近畿地方整備局又は奈良県県土マネジメント部発注の別紙1で指定する地域における業務実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合には、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写しを添付してください。またテクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等で業務内容が確認できない場合は、業務カルテ、業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。

また、テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等がない場合は、契約書の写し、業務カルテ受領書（契約登録、変更登録、訂正登録）又は登録内容確認書（契約登録、変更登録、訂正登録）の写しを添付し、かつ業務内容、配置技術者が確認できる業務計画書の写し等、実績が明確に確認できる資料を添付してください。また、委託業務等成績評定通知書の写し等、実績の業務が完了していることが明確に確認できる資料を添付してください。

エ 表彰の実績（様式3及び様式4）

管理技術者又は担当技術者として従事し、平成31年4月1日以降、令和5年3月31日までに完了した業務のうち、本業務の公告日までに国土交通省近畿地方整備局

の局長、部長又は事務所長から受けた優秀建設技術者表彰又は優良工事等施工者表彰（建設コンサルタント等）の実績を1件まで記載することができます。

なお、実績がある場合は、表彰状の写し及び当該表彰を受けた業務に従事していたことが確認できる資料（テクリス完了登録（登録内容確認書（業務実績））等の写し等）を添付してください。

オ 手持ち業務の状況（様式3及び様式4）

本業務の公告日の時点において従事している業務（照査技術者として従事するものを除きます。）のうち、契約金額が500万円（税込み）以上の業務（テクリス登録されていない業務も対象となります）について記載してください。

また、記載した業務についての契約金額、契約件数及び従事していることを確認できる資料（テクリス契約（変更）登録（登録内容確認書（業務実績））の写し等）を添付してください。

- (5) 企業の業務執行技術力（委託業務等成績評定点（以下「成績評定点」といいます。））について、奈良県県土マネジメント部（地域デザイン推進局及び土木事務所等出先機関を含みます。）が発注した建設コンサルタント業務のうち、予定価格が100万円（税込み）以上の業務であって、過去4か年度の間（平成31年4月1日以降、令和5年3月31日まで）に完成、引渡が完了した業務（管理技術者を配置した業務であること。）の成績評定点を、様式6に記載してください。

また、各実績には「委託業務等成績評定通知書」の写しを添付してください。ただし、令和5年8月1日以降に公告の建設コンサルタント業務における技術提案書提出時に、添付資料として「委託業務等成績評定通知書」の写しを提出済み（提出期限が同日のものも含みます。）である場合（技術審査委員会事務局又は総合評価審査委員会事務局を担当する部課が奈良県県土マネジメント部技術管理課の場合に限ります。）は、添付する必要はありません。なお、添付資料が不要の場合であっても、様式6は必ず記入し、提出して下さい。

なお、「単純調査等業務」（様式6の注意書き参照）は評価の対象外としますが、委託業務等成績評定通知書についてはすべて同一の様式であることから、通知を受けた者が単純調査等業務かどうかを判断できない場合があります。このため、提出された様式の記載内容と奈良県が保有する資料における成績評定点等とが一致しない場合は、技術提案書の作成者に対して連絡、確認を行い、必要に応じ様式6及び添付資料の再提出又は追加提出を求める場合があります。この場合において、(7)ウの規定は適用しません。

- (6) 参加表明書に記載した配置予定技術者を変更、追加することはできません。受託業者となった際も、これ以外の者をテクリス登録することはできません。また、参加表明書様式3、様式4及び様式5に記載した配置予定技術者が「2.参加資格」の(9)に掲げる人数の制限を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、「2.参加資格」の(9)に掲げる人数のみしか、テクリス登録することはできません。

なお、受託後の業務実施にあたって、配置予定技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児又は退職等の特別な理由により、同等以上の技術者に変更する場合に限りません。また、変更にあたっては、変更を必要とする理由及び変更後の技術者について発注者が求める資料を提出し、了解を得なければなりません。

(7) その他

ア 提出された参加表明書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出された参加表明書は返却しません。

ウ 提出された参加表明書の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

エ 提出された参加表明書が適正でない場合（未記載を含みます。）は本プロポーザルへの参加を認めず非選定となります。

6. 技術提案書の作成等

(1) 作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

(2) 技術提案書の表紙は様式7により作成してください。

(3) 様式8及び様式9について、A4縦長片面で記載してください。なお、文字は10.5ポイント以上とし、図表中の文字が判読しがたい場合は、評価の対象となりません。また、(4)及び(5)の規定による各様式の枚数の制限を超過した場合は、超過したページ（提出された様式の後ろのページ）に記載された内容は評価の対象となりません。

また、各様式に記載する際には、別紙1における判断基準ごとに設定された記載欄に提案内容を記載して下さい。記載欄と提案内容が整合しない場合は評価の対象となりません。なお、各記載欄の大きさの配分は任意で設定することができます。その際、1つの記載欄を次のページに跨いで設定することができます（各様式の枚数の制限の範囲内に限ります。）が、記載された提案内容がどの記載欄に記載されたものか明確に確認できない場合は評価の対象となりません。

(4) 業務の実施方針

業務の実施方針（業務理解度）、実施フロー、工程表（工程計画）、実施体制等について様式8に記載してください。枚数はA4（片面）2枚以内とします。

(5) 評価テーマ

別紙1「受託業者を特定するための評価基準」に記載されている評価テーマに関する技術提案について、評価テーマを様式9に記載してください。枚数はA4（片面）2枚以内とします。

(6) 参考見積について

提出された参考見積について、1.(4)で示す業務量の目安の限度額を超えている場合又は業務説明書に記載されている業務項目に対応する見積項目が不足している場合については特定しません。

(7) 辞退について

技術提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(8) その他

ア 提出された技術提案書は、内容の審査以外に提出者に無断で使用しません。

イ 特定されなかった提出者の技術提案書は返却します。

ウ 提出された技術提案書の提出期限以降における再提出は認めません。

なお、提出期限内であっても、部分的な差し替え及び追加は認めません。また、提出期限内に再提出があった場合は、最後に到達したもののみを審査の対象とします。

エ 提出期限までに技術提案書の提出がなく、辞退届の提出もない場合には、提出期限を経過した時をもって辞退したものとみなします。

オ 提出された技術提案書が適正でない場合（未記載及び技術提案等の内容が技術提案書提出者独自の提案でないことを確認した場合を含みます。）又は提案を求めている事項が1つでも欠落している場合は無効となります。

カ プロポーザルは調査、検討、及び計画業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部（図面、模型写真、透視図等）の作成や業務内で検討し決定する具体的な内容について提案を求めるものではありません。なお、これに逸脱する内容を含む技術提案書については無効となる場合があります。

キ 原則としてプロポーザルを理由とした職員等に対するヒアリングは禁止します。

ク 提出された技術提案書について、本公告（様式等を含む。）の内容に適合しない場合は無効とすることがあります。

7. 参加資格の確認

(1) プロポーザル参加資格確認申請書等の提出について

受託業者として特定された者は、参加資格確認申請書及び参加資格確認資料（以下「参加資格確認申請書等」といいます。）を次の表により提出し、参加資格があることの確認を受けなければなりません。ただし、参加資格のうち、入札参加停止の有無、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録、本店又は営業所の所在地に関する条件及び配置予定技術者の資格（雇用関係は除く）については、参加表明書の提出時においても確認を行います。

対象書類	・プロポーザル参加資格確認申請書（様式 S 1） ・配置予定技術者の資格等に関する報告書（様式 S 3）
	上記様式に添付すべき書類の写し
提出先	3.（1）の担当係
提出方法	持参
作成・提出にかかる費用	申請者負担

(2) プロポーザル参加資格確認申請書等の作成等

プロポーザル参加資格確認申請書等は、下記ア及びイのとおりとし、次に従い作成してください。

ア 建設コンサルタント業務の参加資格等を記載した書面

「2. 参加資格」の（6）及び（7）に掲げる資格があることを示す書面を様式 S 1により作成してください。建設コンサルタント登録規程（昭和 5 2 年 4 月 1 5 日号外建設省告示第 7 1 7 号）第 2 条に基づく登録年月日及び登録番号、奈良県建設工事等競争入札参加資格の登録部門を記載してください。その内容を確認できる資料として、建設コンサルタント登録規程第 7 条の規定による現況報告書（直近のもので地方整備局の受付印を押印したもの）の表紙を添付してください。

イ 配置技術者の資格等に関する報告書

「2. 参加資格」の（9）に掲げる資格等があることを示す書面を様式 S 3-1 及び様式 S 3-2 により作成してください。その内容を確認できる資料として、資格等を証明する書面の写し等及び雇用関係を証明する書面（健康保険証の写し等）を添付してください。

なお、管理技術者については、プロポーザル参加資格確認申請書の提出の日以前に 3 か月以上の雇用関係（代表者可）にある者であること。

また、この様式で提出する配置予定技術者は、参加表明書様式 3、様式 4 及び様式 5 で提出した配置予定技術者と同じ技術者でなければなりません。ただし、参加表明

書様式3、様式4及び様式5に記載した配置予定技術者が「2. 参加資格」の(9)に掲げる人数を超過している場合においては、記載した配置予定技術者のうち、「2. 参加資格」の(9)に掲げる人数のみしか認めません。

(3) その他

ア 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等は、参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等は、返却しません。

ウ 提出されたプロポーザル参加資格確認申請書等の提出期限（追加指示した場合等別途提出期限を定めた場合は、その期限）以降における差し替え、追加及び再提出は認めません。期限までに提出されない場合は失格となります。

8. その他

(1) 契約の締結

「3. (8) 受託業者の特定」により特定した者と契約を締結することとなります。ただし、契約締結までの間に、競争入札参加資格の制限又は入札参加停止を受けた場合は、契約を締結しません。

(2) 契約保証金

奈良県契約規則（昭和39年5月規則第14号）第19条の定めるところによるものとします。

(3) 本業務説明書及び閲覧資料により得た情報は、参加表明書又は技術提案書の作成以外の目的に使用してはなりません。

(4) 本業務説明書及び特定された技術提案書に基づき、特記仕様書を作成することとし、この特記仕様書に基づき契約することとします。

(5) 本業務の履行にあたっては、別途作成する特記仕様書によるほか、奈良県県土マネジメント部が定める「土木設計業務等共通仕様書」によるものとします。

(6) 受注者の責により、提出された参加表明書又は技術提案書の内容が履行されない場合は、本業務の委託業務等成績表評定点を10点減点します。

(7) 本業務の契約までの手続き及び履行にあたっては、「奈良県県土マネジメント部 プロポーザル方式（公募型）実施要領」及び「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式に関する運用ガイドライン」によるものとします。（以下の奈良県県土マネジメント部技術管理課ホームページアドレスに掲載しています。）

ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/32928.htm>

(8) 代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で手続きを行ってください。

(9) 契約締結後、受注者が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、違約金支払義務が生じます。

① 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時建設工事等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人に

あつてはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

- ② 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ③ 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるとき。
 - ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - ⑤ 前②に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ⑥ この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たって、その相手方が前各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ⑦ この契約に係る下請契約等に当たって、①から⑤までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)において、発注者が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。
 - ⑧ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (10) (9) ⑧の規定による届出を怠った場合は、「奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領」に基づく入札参加停止措置を行う場合があります。
- (11) 平成27年4月1日に奈良県公契約条例(平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。)が施行されました。本業務を受注しようとする者は、条例で規定される以下の遵守事項等を理解した上で受注してください。
- ① 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本工事を適正に履行すること。
 - ② 本工事の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額(同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。)以上の賃金(労働基準法第11条に規定する賃金をいう。)の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者(同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者(同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。)の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
 - ③ 本業務の一部を、他の者に請け負わせようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

以上